

2024（令和6）年8月11日に設置した「郡山市災害対策本部」を廃止します



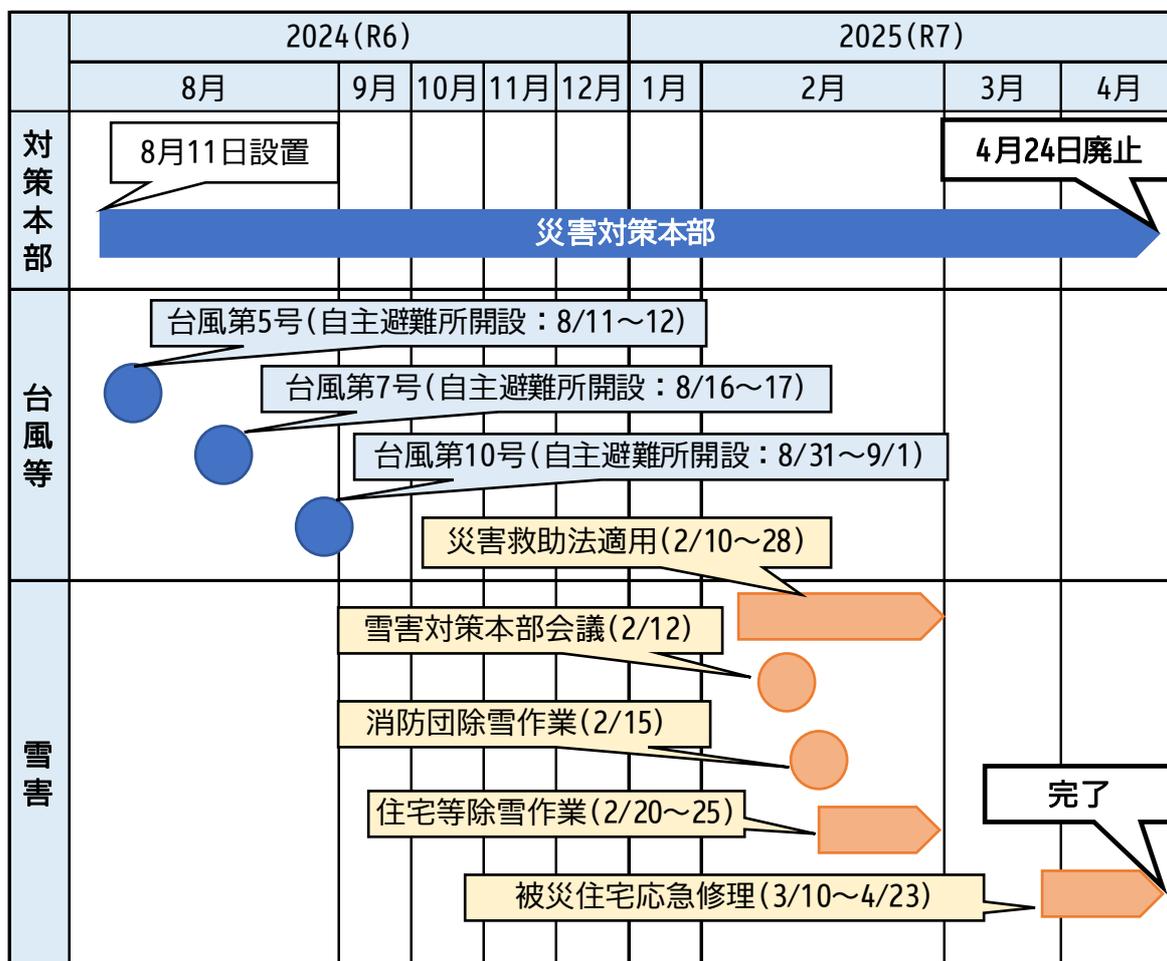
2025年4月24日
郡山市総務部
防災危機管理課
課長 熊田 重美
TEL：924-2168

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及びその適応の能力を強化する。」

災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、2024（令和6）年8月11日付けで設置し、同年8月の台風第5号、7号、10号及び2025年（令和7）年2月の雪害への対応を行ってまいりました「郡山市災害対策本部」について雪害対策の完了に伴い廃止します。

1 災害対策本部廃止日 2025（令和7）年4月24日（木）

2 災害対策本部による主な対応経過等



【根拠法等】

災害対策基本法第23条の2第1項

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。